

## 登録教習機関の業務の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項において準用する同法第49条の規定による技能講習の業務の廃止の届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

## 記

登録教習機関の名称	海上自衛隊 機動施設隊
登録教習機関の住所	青森県八戸市大字河原木字高館
事務所の名称	海上自衛隊 機動施設隊
事務所の住所	青森県八戸市大字河原木字高館
代表者の職氏名	司令 瀧本 憲司
廃止する技能講習の業務の範囲	第200号 車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習 第201号 小型移動式クレーン運転技能講習 第202号 玉掛け技能講習 第203号 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 第204号 フォークリフト運転技能講習 第205号 高所作業車運転技能講習
廃止年月日	令和8年3月19日
登録番号	第200号、第201号、第202号、第203号、第204号、第205号

令和8年3月13日

青森労働局長